

第 1 回 海陽町農業委員会会議録

会議名 令和 2 年度 第 1 回 海陽町農業委員会定例会
日 時 令和 2 年 4 月 24 日（金曜日）午後 1 時 30 分より
場 所 海陽町海部庁舎 3 階会議室

出席農業委員 11 名

議 長 吉田豊樹

1番 歌 泰一			4番 山上勝弘	5番 廣田英子
6番 川端注連憲	7番 西岡利信	8番 西田洋美		10番 北地正敬
11番 中島 実	12番 平岡伸弘	13番 大東英治		

事務局 本田 寿

議題

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について
2. 農地法第 5 条の規定による許可申請について
3. 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
4. その他

1. 開会

議長	<p>只今から、令和2年度第1回農業委員会定例会を開催します。</p> <p>農業委員 2番 長谷委員、3番 濱崎委員、9番 富田委員、3名の欠席の報告があり、 本日は<u>11</u>名の出席です。</p> <p>会議規則第8条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p>
----	--

2. 議事録署名の指名

議長	<p>それでは、はじめに議事録の署名者について指名させて頂きたいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということでございますので、<u>11番 中島委員、12番 平岡委員</u>を指名します。</p> <p>尚、定例会終了後、平成31年度 3月第11回定例会の議事録について、 10番 北地委員は残って頂き、議事録確認の程をお願いします。</p>
----	---

3. 議事

議長	<p>第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明して下さい。</p>
事務局	<p>1案件目を説明します。</p> <p>譲受人は、 [REDACTED] 譲渡人は、 [REDACTED]</p> <p>申請地は、大井字三反田 15番1、地目 田、面積 981 m² 同 15番2、地目 田、面積 805 m² 同 15番3、地目 田、面積 1,505 m² 大井字大田地 5番1、地目 田、面積 1,875 m² 同 5番2、地目 田、面積 405 m² 同 5番3、地目 田、面積 220 m²</p> <p>合計面積 5,791 m²の6筆です。</p>

申請地の所在、利用状況、現況写真等については、資料1～6ページをご覧ください。

申請理由としましては、譲渡人 [REDACTED] の農業廃止による売買での所有権移転申請です。

譲受人 [REDACTED] は、現在 トランクター・田植機・コンバイン・トラックを所有し、兄弟で自作地 5,226 m²、借入地 2,552 m²を耕作しており、取得後は、取得地にて胡瓜栽培及び水稻作付の予定としております。

議長

質疑意見ございませんか。

許可することに異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、第1号議案1案件目は、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると判断し、許可することとします。

引き続き、農地法第3条第1項の規定による許可申請 2案件目についての事務局からの説明の前に、当案件については農業委員である [REDACTED] 委員自己の事案であり、会議規則第18条(議事の参与)に該当しますので、[REDACTED] 委員は退席して下さい。

([REDACTED] 委員退席)

それでは、事務局より説明して下さい。

事務局

譲受人は、[REDACTED]

譲渡人は、[REDACTED]

申請地は、四方原字町西 109番1、地目 畑、面積 444 m²

申請地の所在、利用状況、現況写真等については、資料7～10ページをご覧ください。

申請理由としましては、譲渡人 [REDACTED] の遠方在住による申請地の維持管理及び耕作不能のため、贈与による所有権移転申請です。

譲受人 [REDACTED] は、現在 トランクター・田植機・コンバイン・トラックを所有し、自作地 9,827 m²、借入地 32,580 m²を耕作、ニンジン栽培及び水稻作付をしており、取得後は、一般野菜栽培の予定としております。

議長

質疑意見ございませんか。

許可することに異議ございませんか。

(異議なし)

	<p>それでは、第1号議案2案件目は、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると判断し、許可することとします。</p> <p>([] 委員着席)</p>
議長	<p>続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明して下さい。</p>
事務局	<p>地上権者(借入)は、[] [] 土地所有者(貸人)は、[] 申請地は、大里字杉谷 31番、地目 田、面積 1,858 m² 申請地の所在、土地利用計画、現況写真等については、資料11～15ページをご覧ください。 転用の目的としては雑種地とし、太陽光発電施設計画です。 発電施設の規模は、ソーラーパネル288枚により発電出力は97.9キロワットとなっております。 申請地の農地区分としては、農業振興地域外で住宅及び工場・店舗等が点在している区域からして、その他第2種農地と判断され立地基準は満たしております。 当申請地については、周辺が耕作放棄地であり、転用計画概要は、切盛土無しで現況地盤を整地後、杭基礎によりソーラーパネルを設置、施設周囲境界にはフェンスを設置することなどから、周辺への悪影響はないかと思われますが、申請には万一近隣との問題等発生時には、転用者において責任をもって対処との計画書への記載となっております。 尚、資金証明等必要添付書類については、事務局で確認しております。</p>
議長	<p>質疑意見ございませんか。</p> <p>許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、審議の結果、立地基準、一般基準において各許可要件に問題ないものと判断、許可することとします。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、事務局より説明して下さい。</p>

事務局	<p>利用権設定について説明します。</p> <p>番号1番の1 利用権を設定する土地 野江字大谷 22番、地目 田、面積 2,052 m²</p> <p>利用権を設定する者（貸入） [] は、権利の種類として賃貸権により、（借入） [] に、始期令和2年5月1日から、終期令和12年4月30日までの新規設定です。</p> <p>他、農用地利用計画書のとおり 合計 76筆、面積 66,402 m²です。</p> <p>権利設定内容については、農用地利用集積計画書で確認してください。</p>
議長	<p>質疑意見ございませんか。</p> <p>農用地利用集積計画案について異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、農業委員会の意見決定することとし、この後、法第19条により、令和2年5月1日に公告することとします。</p>
議長	<p>3、その他、意見等ございませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>以上をもちまして、令和2年度第1回農業委員会定例会を閉じます。 次回の開催は、5月25日(月曜日)海部庁舎3階で午後1時30分からの予定しております。</p>

議事録署名者 中島 実

議事録署名者 平岡 伸弘